

令和7年度 いじめ防止基本方針

名張市立美旗小学校

(第〇条は、「いじめ防止対策推進法」関係条項を意味する)

1 いじめに対する基本的な考え方

(1)いじめの定義(第2条)

いじめとは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)」であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけあいであっても児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。

(いじめの具体例)

- ・ひやかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる。
- ・なかまはずし、無視をされる。
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネットやSNS等で誹謗中傷される。
- ・その他、心身の苦痛を感じているもの。

※(特に学校として配慮が必要な児童(発達障がいを含む障がいのある児童、帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つ児童、性同一性障がいなどの児童)について学校組織として見守りの体制を強める。

(2)基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(3)学校及び教職員の責務(第8条)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学校生活を過ごすことができるよう、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適正かつ迅速に対処する。

2 いじめ防止等の対策のための組織(第24条)

(1)「いじめ防止対策委員会」(学期1回程度開催、必要に応じて随時開催)

<構成メンバー>

校長、教頭、生徒指導担当、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭(当該担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー) ()内は、必要に応じ連携・協議する。

(2)役割

いじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うための中核となる。

(3)守秘義務

いじめ防止対策委員会のメンバーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけなない。その職を退いた後も、同様とする。

3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組（第 16 条・22 条）

(1) いじめの防止

- ① いじめを許さない学校風土の醸成
- ② 社会性やコミュニケーション能力の育成
- ③ 自己有用感や自己肯定感の育成
- ④ 道徳・人権教育の推進
- ⑤ 情報モラル教育の推進
- ⑥ 児童自らがいじめについて学ぶ自主的な取組の推進

(2) 早期発見

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- ② Q-U 調査の分析と活用
- ③ 日常的な生活ノート(連絡帳等)、家庭訪問等の取組
- ④ チェックリスト等の作成や教職員の情報共有体制整備
- ⑤ 相談室の整備を含めた、児童や保護者が相談しやすい環境整備

(3) いじめに対する措置

- ① いじめられた児童、知らせた児童への聞き取りと心身の安全確保
- ② いじめた児童への聞き取りと自らの行為への振り返りと反省
- ③ いじめを見ていた児童に対しての聞き取りと指導
- ④ 担任一人が抱え込まない情報共有体制・組織対応体制の確立
- ⑤ 保護者との連携、名張市教育委員会への報告や関係機関との連携

(4) いじめ対応等に関する教職員の資質向上

- ・ 研修会や事例検討会の実施等

4 重大事態への対処（第 28 条）

<重大事態>

- ・ いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）
 - ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義をふまえて、年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時：重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

<重大事態への具体的な対処>

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、名張市教育委員会に速やかに報告する。（学校長→市教委→市長）
- ② 名張市教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を実動する。（「いじめ防止対策委員会」）
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、関係機関と情報共有しながら適切かつ迅速に対処する。（「名張市いじめ問題専門委員会」による調査等も含む）
- ④ 上記調査結果等については、関係する児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5 保護者・地域・関係機関等との連携（第22条）

<組織的ないじめ対応の流れ>

① **情報を集める** 教職員、児童、保護者、地域住民その他から、「いじめ防止対策委員会」に情報を集める。

（いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。）

② **指導・支援体制を組む**

「いじめ防止対策委員会」を機能させる。

③—A **子どもへの指導・支援を行う**

○いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

○いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。

○いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

○児童の心のケアについて、名張市教育委員会とも協議の上、スクールカウンセラーの支援体制を整える。

③—B **保護者と連携する**

○つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校等の対処、連携方法について話し合う。

③—C **関係機関と連携する**

○必要に応じ、警察・福祉等関係機関と連携する。

④— **いじめの解消を確認する。**

○いじめに係わる行為が止んで相当期間継続している。（少なくとも3ヶ月を目安）

○被害児童が心身の苦痛を感じていないことを面談などにより確認する。

上記の2つを満たしたとき、いじめの解消とする。

6 教育委員会との連携（第22条）

名張市教育委員会とは、随時報告や相談、連携・協力体制をとり、支援・指導のもと対応する。